

別表六の二（十二）の記載の仕方

- この明細書は、連結法人が令和3年改正前の措置法第68条の13第2項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、令和2年改正前措置法（令和2年改正法附則第14条第2項（連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則）の規定によりなおその効力を有するものとされる令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法をいいます。以下同じです。）第68条の13第1項若しくは第2項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は令和4年改正前の令和2年改正前措置法第68条の13第1項若しくは第2項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 「当期繰越税額控除可能額17」及び「当期控除可能額44」の「①」から「④」までの各欄は、その連結法人がその連結事業年度（令和2年改正前措置法第42条の9第1項の表の各号の第1欄（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）に掲げる事業者（以下「認定事業者」といいます。）に該当することとなった日以後に終了する連結事業年度に限ります。）終了の日において認定事業者には、「0」と記載します。
- 「繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額23」には、令和2年改正前措置法第68条の13第2項に規定する繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人のうちその連結事業年度が令和4年改正法附則第64条第4項（第12条の規定による改正に伴う連結法人が沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）に規定する適用年度に該当するものでその連結事業年度終了の日において認定事業者には該当しないものの「個別所得金額1」の金額を含めないで記載します。
- 「翌期繰越額45」の各欄の外書には、令和2年改正前措置法第68条の15の8第1項から第5項まで（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（別表六の二（三）「⑫」から「⑰」までの各欄に金額の記載がある場合にあっては、令和2年改正法第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第25条の4第1項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用される令和2年改正前措置法第68条の15の8第1項から第5項まで）の規定の適用を受ける場合に、別表六の二（三）「7」又は別表六の二（三）付表「2」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の記載に当たっては、その金額を含めて計算します。